

平成 21 年 5 月 14 日
京都市人事委員会
〔担当 調査課〕
TEL : 213-2158

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する 特例措置等について

本日、京都市人事委員会（彦惣弘委員長）は、地方公務員法の規定に基づき、
市会及び市長に対して、平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当等につ
いて人事院勧告に準じて所要の措置を講じることが適当とする旨の意見の申出
を行いました。

○ 参考

(1) 人事院勧告における特例措置の概要

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数（2.15 月）に
ついて、0.20 月分の支給を凍結する。

（2.15 月分 ⇒ 1.95 月分）

(2) 現行の期末手当及び勤勉手当の支給割合（京都市）

	期末手当	勤勉手当	計	
6 月	1.40 月	0.75 月	2.15 月	4.50 月
12 月	1.60 月	0.75 月	2.35 月	

(3) 意見どおりの措置が講じられた場合の影響（京都市）

職員 1 人当たり約 8 万円、一般職の職員全体では約 10 億円

	支給割合	職員 1 人当たり平均支給額
現 行	2.15 月	862,451 円
凍結後	1.95 月	782,223 円
差 引	△0.20 月	△80,228 円

(注) 平成 20 年 4 月に、一般職の職員 12,420 人に支給された給与額を基に試算した。